

## 楠ヶ丘地区（第17区）

|       |             |
|-------|-------------|
| 面積    | 2,806.98㎡   |
| 区画数   | 12区画        |
| 認可年月日 | 認可 H23.2.24 |
| 有効期間  | H32年2月27日まで |
| 用途地域  | 第1種低層住居専用地域 |

### ■概要

- 建築物の敷地は、本協定締結時の区画とする。ただし、合併又は分割後の1区画の面積が165㎡以上のものについてはこの限りではない。
- 建築することができる建築物の用途は、次に掲げるものとする。
  - （イ）1戸建て専用住宅
  - （ロ）診療所
  - （ハ）第10条に規定する運営委員会が、良好な住宅地としての環境を損なわないと認められた日用品販売を主たる目的とする店舗等の兼用住宅